答 申 第 227号
平成30年6月25日

岐阜市長　柴橋　正直　様

岐阜市個人情報保護審議会
会長　池　田　紀　子

個人情報ファイルの変更について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、平成30年6月14日付け岐阜市健増第127号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1　個人情報ファイルの変更について

(1)　事案の概要

単年度事業であった節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診を平成30年度においても継続実施することになり、各検診の平成30年度における検診対象者及び受診者の情報を保有するため、上記の各個人情報ファイルにおける「対象者の範囲」欄の記載事項を次のとおり変更する。

ア　節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診台帳

（変更前）平成21年度から平成29年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者

（変更後）平成21年度から平成30年度までにおける節目子宮頸がん検診及び節目乳がん検診対象者

イ　節目子宮頸がん検診受診票兼報告書ファイル

（変更前）平成21年度から平成29年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者

（変更後）平成21年度から平成30年度までにおける節目子宮頸がん検診受診者

ウ　乳がん検診票兼受診通知書ファイル

（変更前）平成21年度から平成29年度までにおける節目乳がん検診受診者

（変更後）平成21年度から平成30年度までにおける節目乳がん検診受診者

2　意見

適当なものと認める。